附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
合計	令和六年九月三十日までの間	八、一〇〇人

○経済産業省令第二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第七条第一項の規定に基づき、大規模小売店舗立地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　**齋藤　健**

大規模小売店舗立地法施行規則の一部を改正する省令

大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（説明会） **第十一条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。	（説明会） **第十一条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年六月三十日から施行する。

○経済産業省・環境省令第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　**齋藤　健**

環境大臣　伊藤**信**太郎

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表（第二条関係）		
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		一〇〇分の五

改正前		
別表（第二条関係）		
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		一〇〇分の一五